

審 第 5 4 4 号

答 申 第 4 9 9 号

平成 3 0 年 6 月 5 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 8 年 3 月 4 日付け障第 4 5 3 3 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第 6 2 1 号

平成 2 7 年 1 1 月 9 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 9 月 3 0 日付け障  
第 2 3 4 2 号で行った行政文書開示決定及び同日付け障第 2 3 4 3 号で行った行政文書部  
分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年9月30日付け障第2343号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- 2 実施機関は、平成27年7月7日に精神保健指定医の指定を受けていない医師から収受した手紙について、開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成27年7月14日に発表された 精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施について に関する情報一切。たとえば、〇〇〇〇医大の件との関連を示す文書、起案文書、当該医師の選定についての文書、診察の命令書、プレスリリース、謝罪文、調査のための文書、FAX、電子メール、県精神神経科診療所協会や県内の精神科を標榜する医療機関への文書、懲戒処分、再発防止策、診断書、通報書などなど、他にもあれば無論そちらを含めてとにかく一切。全ての年度で。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、

当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

### 3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健判定医の候補者推薦に係る同意（内諾）の確認書」（以下「本件対象文書1」という。）、「措置診察を行う際の精神保健指定医資格確認について（通知）」（以下「本件対象文書2」という。）、「平成25年4月分嘱託医勤務表送付伺い」（以下「本件対象文書3」という。）、「平成26年2月分嘱託医勤務表送付伺い」（以下「本件対象文書4」という。）、「精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の検証について」（以下「本件対象文書5」という。）、障第1600号「精神保健指定医の資格確認について（依頼）」（以下「本件対象文書6」という。）、障第1597号「精神保健指定医の資格確認について（依頼）」（以下「本件対象文書7」という。）、「精神保健指定医の職務等について（通知）」（以下「本件対象文書8」という。）及び「精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施について」（以下「本件対象文書9」といい、これらを併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

### 4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書1から同5までに関して本件部分開示決定を行い、本件対象文書6から同9までに関して平成27年9月30日付け障第2342号による行政文書開示決定（以下「本件開示決定」といい、本件部分開示決定と併せて「本件各決定」という。）を行った。

### 5 異議申立て

異議申立人は、本件各決定を不服とし、平成27年11月9日付けで異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件各決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を求める。

また、もともと1通の開示請求書で開示請求したものであるから、本件各決定を併合して審理することを求める。

## 2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不  
存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したと  
しても、条例第8条第2号ただし書イロハニ全てに該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

不開示については対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、  
当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである。

## 3 意見書の要旨

### (1) 本案審議前について

不開示部分に係る不開示理由については、たとえば、氏名といっても、開示文書  
における全ての氏名が不開示とされているわけでもなく、誰の氏名であるかも説明  
しておらず、住所や電話番号等についても同様であった。これらの行為は、条例第  
12条第1項及び第3項並びに千葉県行政手続条例（平成7年条例第48号）第8  
条各項、第14条第1項及び同条第3項に違反する。

したがって、本件各決定は、理由の記載に不備があるため、取り消しを免れない。

### (2) 不開示箇所の不開示事由非該当性

ア 本件各対象文書は、精神保健指定医（以下「指定医」という。）と行政とが連携  
して患者等の基本的人権を侵害していることについての記録であり、これらを通  
じて、強制的精神医療を行う精神科医や行政に要請されている行動をどのように  
果たしているかを知ることは、県民の当然の権利である。さらに重要なことは、  
本件各対象文書に係る情報は、患者等の基本的人権の問題そのものであり、その  
情報を保有している行政がそれを秘匿すべきであるとする事は認められない。

イ 本件では、結果として当該医師は指定医でなかったとしても、措置診察の依頼  
時においても実施時においても、ともに、外形的に指定医として公務を行ったも  
のである。指定医の氏名は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和

25年法律第123号、以下「法」という。)第19条の4第2項により、指定医という特別職の公務員の職務遂行情報に係る氏名であるから、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。その他、勤務先名、診療所名、待機場所、検証場所、指定医証番号、交付日及び有効期限など不開示部分の殆どが指定医という特別職の公務員の職務遂行情報であるから、同号ただし書ハに該当する。

ウ 指定医の氏名は、これらを不開示とされると、一般に違法・不当な指定医の公務により対象者が被った強制移送等について当該指定医を一般不法行為責任に基づいて財産の管理を怠る事実の相手方として住民監査請求及び住民訴訟を提起する上で、住民監査請求においては法令上では相手方の氏名の特定を求められていないにもかかわらず、千葉県も含めた自治体では住民監査請求人に特定を求めており、特定できないと住民監査請求が却下されており、住民訴訟においては原告に相手方の氏名の特定につき立証責任が課せられていることから、指定医の氏名という情報は、指定医業務の対象者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとともに、県民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもある。

したがって、指定医の氏名は、条例第8条第2号ただし書ロに該当する。

エ 条例の前文及び第1条の規定並びに障害者の権利条約等の規定に鑑みても、上述のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により住民に立証責任が課されている情報のうち、指定医の氏名及び報償費は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報である。

したがって、指定医の氏名は、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 行政文書開示請求及び対象文書の特定について

本件請求に対して、実施機関は、本件各対象文書を対象行政文書として特定し、本件対象文書1から同5までに関して本件部分開示決定を行い、本件対象文書6から同9までに関して本件開示決定を行った。

##### 2 対象文書の内容

本件対象文書1は、標記案件に係る同意（内諾）の確認書である。

本件対象文書2は、平成27年8月7日付け障第1798号にて、各健康福祉センター（保健所）長宛てに通知した措置診察指定医リストである。

本件対象文書3は、平成25年4月分の嘱託医等勤務表である。

本件対象文書4は、平成26年2月分の嘱託医等勤務表である。

本件対象文書5は、平成27年6月24日付け障第2348号にて、指定医の指定を受けていない医師による措置診察について、その判定結果の検証を県が選任した指定医に依頼するための文書である。

本件対象文書6は、平成27年7月28日付け障第1600号にて、千葉県精神神経科診療所協会会長及び各健康福祉センター（保健所）長宛てに通知した指定医の資格確認の依頼文書である。

本件対象文書7は、平成27年7月28日付け障第1597号にて、県内精神科病院管理者宛てに通知した指定医の資格確認の依頼文書である。

本件対象文書8は、平成27年7月28日付け障第1596号にて、医療機関管理者宛てに通知した指定医の指定要件や役割についての周知文書である。

本件対象文書9は、平成27年7月14日に障害福祉課が発表したプレスリリース資料である。

### 3 不開示の理由について

本件各対象文書で不開示としたのは、以下の情報である。

本件対象文書1について

氏名、電話番号、生年月日、勤務先名、同意年月日、住所、医師免許証番号及び勤務先所在地

本件対象文書2について

氏名、勤務先名、指定医証番号、交付日及び有効期限

本件対象文書3について

氏名、診療所名及び待機場所

本件対象文書4について

氏名、診療所名及び待機場所

本件対象文書5について

氏名、勤務先名及び検証場所

これらの情報については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第8条第2号に該当する。

なお、これらの情報は、条例第8条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示としたものである。

#### 4 異議申立ての理由について

異議申立人は、文書の探索が不十分であるか、又は、情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張している。実施機関としては、本件異議申立て後、再度の探索を行ったが、本件各対象文書以外に対象文書は存在しなかった。

また、異議申立人は、不開示部分は条例第8条第2号に該当しない旨及びたとえ該当したとしても、同条第2号ただし書全てに該当する旨主張している。

しかしながら、上記3で説明するとおり、条例第8条第2号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書には該当しないものである。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件部分開示決定について

(1) 本件対象文書1は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第6条の規定による精神保健判定医の候補者として推薦されることについての同意（内諾）確認書であるが、実施機関は、同意年月日並びに同意した医師の住所、氏名、生年月日、医師免許証番号、勤務先医療機関等名、勤務先機関等所在地、連絡先電話番号及びFAX番号を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書2は、各健康福祉センター（保健所）宛てに通知した指定医の資格確認に関する起案文書であり、別紙として措置診察指定医リストが添付されているが、このうち、実施機関は、指定医証番号、指定医の氏名及び勤務先並びに指定の交付日及び有効期限を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書3は、平成25年4月分の障害福祉課（現在の障害者福祉推進課）嘱託医等の勤務（待機）表送付伺いであり、また、本件対象文書4は、平成26年2月分の障害福祉課嘱託医勤務表送付伺いであり、それぞれ送付伺い文、上記勤務表及び無償待機指定医情報で構成されているが、このうち、実施機関は、嘱託医及び待機指定医の氏名、診療所名並びに待機場所を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書5は、指定医の指定を受けていない医師による措置診察について、その判定結果の検証を県が選任した指定医に依頼するための起案文書であるが、このうち、実施機関は、依頼する指定医の氏名、勤務先及び検証場所を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

これに対し、異議申立人は、本件決定により不開示とした部分は、同号本文に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分に係る本件部分開示決定の妥当性について、以下検討する。

## (2) 本件対象文書1について

ア 本件対象文書1には、法第18条の規定による指定医の指定を受けていない医師（以下「本件医師」という。）の住所、氏名、生年月日、医師免許証番号、勤務先医療機関等名、勤務先機関等所在地、連絡先電話番号及びFAX番号が記載されている。

上記情報は、本件医師の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

なお、実施機関は、FAX番号を本件部分開示決定の通知書における開示しない部分に記載しておらず、本件部分開示決定は、この点において瑕疵がないわけではないが、それをもってして本件部分開示決定を取り消すまでには至らないものと判断する。

イ 次に、本件対象文書1には、同意年月日が記載されている。

同意年月日は、本件医師の個人に関する情報であるが、この情報自体は、特定の個人を識別することができるものとは認められない。



また、本件医師の氏名が不開示とされている以上、同意年月日を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、同意年月日は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(3) 本件対象文書2について

ア 本件対象文書2のうち、措置診察指定医リストは、番号、氏名、勤務先、交付日及び有効期限の各欄から構成される表形式の文書であり、当審査会が上記リストを見分したところ、番号欄には指定医証番号が、氏名欄には過去に県内で措置診察等を行った指定医の氏名が、勤務先欄には当該指定医の勤務先名が、交付日欄には指定交付日が、有効期限欄には指定の有効期限の情報が記載されていることが認められた。

イ 上記情報のうち、指定医証番号、氏名及び勤務先は、当該各指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当する。

ところで、上記リストに記載の指定医のうち、一部の指定医は同号ただし書ハに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）であることが認められる。そして、当該公務員等の氏名及び勤務先は、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報であると認められるため、同号ただし書ハに該当すると認められる。

したがって、上記リストに記載された公務員等の氏名及び勤務先は、開示すべきであるが、その他の情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 他方、交付日及び有効期限は、当該各指定医の個人に関する情報であるが、この情報自体では、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報は、指定医という個人が有する資格に関する情報であり、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、公務員等である場合であっても、上記情報は、当該公務員等の職務遂行の内容に係る情報であるとは認められない。

したがって、交付日及び有効期限は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件対象文書3及び同4について

ア 障害福祉課嘱託医等の勤務表送付伺い文について

本件対象文書4のうち、障害福祉課嘱託医等の勤務表（以下「本件勤務表」という。）送付伺い文には、措置診察のために待機する指定医（以下「待機医」という。）の氏名が記載されている。

待機医の氏名は、当該待機医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 本件勤務表について

本件対象文書3及び4のうち、本件勤務表は、月毎のカレンダー形式の文書であり、日付毎に、待機医の氏名が記載されている。

待機医の氏名は、上記アのとおり、当該待機医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当する。

もっとも、当審査会が本件勤務表を見分したところ、本件勤務表に記載の待機医のうち、一部の待機医は県の嘱託職員であり、公務員であることが認められる。そして、当該公務員の氏名は、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報であると認められるため、同号により不開示とすることはできない。

ところで、同条第6号柱書では、「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を、不開示情報として定めている。

そこで、実施機関は不開示の理由とはしていないが、当審査会の職権により、当該公務員の氏名が、同号柱書に該当するかを以下検討する。

まず、措置診察は、都道府県知事が必要と認めるときに指定医をして行われるものであり（法第27条第1項）、県の機関が行う精神保健福祉事業の一つであると認められる。

次に、本件勤務表には、日付毎に措置診察を行う予定の待機医の氏名が数名分記載されており、日付が既に開示されていることからすると、当該日付に措置診察を受けた被診察者等が、実際に診察を行った指定医の氏名を具体的に特定できる可能性を否定できない。

また、指定医が行う診察は、病状の改善という共通目的のために、お互いの協力関係の下に行われる医師と患者の診療契約関係とは異なり、精神障害又はその疑いがある者に対して一方的に行われ、診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、直接身体を拘束する措置入院の要否を判断するものであることに鑑みると、当該公務員の氏名を公表することにより、被診察者等から圧迫及び干渉を受ける可能性があり、公正適切な診断が困難になるおそれがあるなど、県の機関が行う精神保健福祉事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、待機医の氏名のうち、公務員の氏名は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当であり、その他の氏名は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 無償待機指定医情報について

本件対象文書3及び同4のうち、無償待機指定医情報は、氏名、診療所名、待機場所及び送迎の各欄から構成される表形式の文書であり、当審査会が無償待機指定医情報を見分したところ、氏名欄には待機医の氏名が、診療所名欄には当該待機医の診療所名が、待機場所欄には当該待機医の待機場所名が記載されていることが認められた。

上記情報のうち、氏名及び診療所名は、当該各待機医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、氏名及び診療所名は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ところで、待機場所欄には市名、区名及び字名が記載されていることが認められる。

この点、待機場所（字名の部分を除く。）は、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。他方、待機場所のうち、字名の部分は、当該表の性質からすると、記載されている他の情報と照らし合わせることで、特定の個人を識別できると認められる。

したがって、待機場所（字名の部分を除く。）は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきであるが、待機場所のうち、字名の部分は、同号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### (5) 本件対象文書5について

本件対象文書5のうち、伺い文、別添1、案1及び施行文には、検証を依頼した指定医（以下「検証医」という。）の氏名、勤務先及び検証場所が記載されている。

上記情報は、検証医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### 2 本件開示決定及び請求の対象となる文書の特定について

異議申立人は、本件各決定の取消しを求めており、本件請求に係る対象文書の特定漏れについて主張していると判断されるため、以下検討する。

当審査会が実施機関に再度の探索をさせたところ、新たに本件医師から平成27年7月7日に実施機関の担当者宛に送付された手紙（以下「本件手紙」という。）が発見された。

当審査会が本件手紙を見分したところ、本件手紙は、本件医師から当時の障害福祉課精神保健福祉推進室副主幹宛ての手紙であり、その内容は、本件医師が指定医の指定を受けていないにもかかわらず措置診察を行った経緯等が記載されていることが認められた。

この点、本件請求内容において、異議申立人が考えられる対象行政文書の例として、「謝罪文」や「調査のための文書」を掲げていることから、本件手紙は本件請求に係る対象行政文書に該当すると解される。

したがって、実施機関は、本件手紙について、開示決定等を行うべきである。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

- (1) 実施機関が、本件部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- (2) 実施機関は、本件手紙について、開示決定等をすべきである。
- (3) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月31日	諮問書の受理
平成28年 9月 5日	実施機関の理由説明書の受理
平成29年10月10日	異議申立人から意見書の受理
平成30年 3月28日	審議
平成30年 4月25日	審議

別表

対象文書名	開示すべき情報
本件対象文書 1	同意年月日
本件対象文書 2	公務員等の氏名及び勤務先
本件対象文書 3	待機場所（字名の部分を除く。）
本件対象文書 4	待機場所（字名の部分を除く。）

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)